

平成27年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月23日・午前10時00分・受付 No. 1-1

議席	通告者氏名
7番	佐藤 八郎

質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 放射能の事実の周知について			
1-1	原発事故前の放射線量値の安全基準と村内の実測値及び原発労働者の安全基準値を示すべきである。	村長	
1-2	原発事故直後の実測値と土壌調査ベクレル数値並びに放射性物質の降散種類と性質と身体への影響を示すべきである。	村長	
1-3	放射線量を下げたための実証試験での成果（事前と事後の数値）と、二枚橋・須萱、臼石、関根・松塚、前田・八和木、大久保・外内での成果（事前と事後の数値）並びに放射性物質除去、汚染物の各地区の量と除染事業の面積と費用を示すべきである。		
1-4	これまでの除染面積は村全体面積の20%にもならないが、75%の森林はじめ、農地、河川、堀、土手、貯水池、道路などと、再、再々除染事業の計画と予算（要求額、面積、汚染物量と搬出など）を示すべきである（完全除染の追及）。	村長	
2. 村民の健康実態について			
2-1	事故前と現在における病気（入院・通院）、認知、介護認定、医療支出額、死亡者の要因と数の状況と健診から見えてくる実態に対する施策を伺う。	村長	
2-2	去る1月16日に県交渉に参加し、甲状腺検診を全県民に、医療費の無償化、臓器・器官の健診、事故があつての健康手帳交付などについて県答弁を聞いたが、国直轄の被害自治体であっても「かくす」「検査広げない」「因果関係認めない」などの状況にあるが、村民の健康を守り治療、検診を進めるために国・県に要求すべきである。	村長	

平成27年第2回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月23日・午前10時00分・受付 No. 1-2

議席	通告者氏名			
7番	佐藤 八郎			
質問事項・内容		答弁者	答	弁 内 容
3. 住宅・生活支援の周知について				
3-1	戻る、戻らない、村内外の両方の生活と住宅について村民に不安がある。それぞれの村民意向に寄り添っての支援を具体的にすべきである。	村長		
3-2	土地、家を買う、家を建てる、リフォーム・修繕するとの村民の意向あるが、税、助成などについて村民負担が少なくて済むように、十分な調査、支援を早急に周知すべきである。	村長		
3-3	村内外にて村民が集落として暮らせるような一戸建てと、自然エネルギーを活用した住宅建設を早期に進めるべきである。福島・伊達・相馬の各市との協議と国・県への要求の経過と現状での進捗と計画を示すべきである。	村長		
3-4	現在の村民による土地、家購入、新築の状況と居住市町村名、戸数の実態を示すべきである。	村長		

平成27年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月23日・午前10時00分・受付 No. 1-3

議席	通告者氏名		
7番	佐藤 八郎		
質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
4. 親・子どもの願いと実態の周知について			
4-1	子どもの事故前（平成20年～）と現在での出生数、幼、小、中、預かり・学童保育、高校の人数の推移と直接関わる職員体制と人数をきちんと村民に周知すべきである。	教育委員会の長	
4-2	公金支出している助成が、村の仮設小・中学校以外に通学している親・子どもにはないとする。同じ村民を分断している理由と具体的な金額と内容を示すべきである。	教育委員会の長	
4-3	この間、急に校長が1人、北海道での授業、村塾、土曜学校など教育委員会や父兄、関係者での協議も不十分ななか進められているが、学校とは、教育とは行政のやりたいことの押し付けではない。きちんとした経過と合意状況を示すべきである。	教育委員会の長	
4-4	教育委員の言動で村内の山菜は食べられる（NHK放送）、この度は、ノルウェーの体験が知らされているが、事実と何が生活者目線の対応であり、学校での成果なのか伺う。	教育委員会の長	
4-5	子どもを含め、村民に放射性物質と暮らすことを急がせようとする理由と帰村条件を示すべきである。	教育委員会の長	

平成27年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月23日・午前10時20分・受付. 2-1

議席	通告者氏名		
2番	渡邊 計	質 問 事 項 ・ 内 容	
		答 弁 者	答 弁 内 容
1. 避難解除後安心・安全な生活をするために			
1-1	解除見込み時期を平成28年3月に設定した理由について伺う。	村長	
1-2	線量マップの作成計画はあるのか、またその内容は。同時に土壌中のベクレル調査はするのか伺う。	村長	
1-3	現在、二地域居住が認められているが、今後の見通しと村としての方向性を伺う。	村長	
1-4	現在の補償・賠償・支援等を解除後いつまで継続していただけるのか伺う。	村長	
1-5	今後、住民との懇談会等をどのように進めるのか伺う。	村長	
1-6	木質バイオマスエネルギー・再生可能エネルギーに関して、どのように考えているのか伺う。	村長	

平成27年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月23日・午前10時20分・受付. 2-2

議席	通告者氏名		
2番	渡邊 計	質 問 事 項 ・ 内 容	
		答 弁 者	答 弁 内 容
2. 除染について			
2-1	ため池・河川・森林等のこれまでの除染と今後の除染計画について伺う。	村長	
2-2	当面5ミリシーベルトとして平成29年3月までの除染計画だが、それ以降はどうするのか伺う。(除染基準値と2次除染計画)	村長	
2-3	フォローアップ除染を実施したと言っているが、何マイクロシーベルトでどのような対処をしたのか伺う。またその結果は。	村長	
3. 飯舘村住民意向調査について			
3-1	調査結果。主に、総合回答率、年代別回答率、帰村意向について伺う。	村長	
3-2	復興公営住宅の形態・帰村する場合の希望線量についての設問が無くなったのはなぜか伺う。	村長	

平成27年第2回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月25日・午後4時30分・受付 No.3

議席	通告者氏名
8番	佐藤長平

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
1. 戦後70年と飯館村の復興について		村長	
1-1	<p>国破れてもふるさとの山河有りと、戦後の復興を担った先輩たちに思いを馳せるとき、戦争の悲惨さ、戦争の愚かさを考えざるを得ない。たゆまない反戦思想の継承と戦後70年を復興に明け暮れた先輩たちを忘れない村づくりを、私たちは進めなければならない。原発被災からの復興に、村の戦後の復興力を引き寄せるべきと思うが、村長の所見を伺いたい。</p>		
2. 福島原発の全機廃炉に向けた取り組みについて		村長	
2-1	<p>脱原発も卒原発も目指すところはひとつである。私たちが思い知ったことは、原発に安全神話はないということ。原子力エネルギーに依存し続けていくことを止めて、循環型で再生可能なエネルギーに転換しなければならないことを知った。村の復興再生に、脱原発、卒原発の基本理念を持つべきであり、県内の全機廃炉を主張すべきと思うが、村長の所見を伺いたい。</p>		
2-2	<p>県内原発の全機廃炉に向けて、循環型再生エネルギーの導入は不可欠であり、村の資源を活用する木質バイオマスは極めて優れ物である。脱原発、卒原発の基本理念のもと推進することは理にかなっているし、美しい森林環境と水環境を取り戻す村復興再生の一大プロジェクトであると思うが、村長の所見を伺いたい。</p>		
3. 村の教育行政について		教育委員会の長	
3-1	<p>自治体に関わる教育行政とは何か、それは、ふるさと飯館村の百年の大计を案ずる気持が村民に醸成されるかどうかである。教育の結果として立身出世は大切だが、最も大切なのは、ふるさとを愛し、ふるさとを忘れない人材の育成であり、教育は子を思う村民のものであって、成果主義だけの教育の達人だけのものであってはならないと私は思う。子供をめぐって、村民と先生と教育委員会が調和のもとに一心になれる体制をとっていくことが、原発被災から復興する我々の教育委員会への願いであるが所見を伺いたい。</p>		

平成27年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月25日・午後4時35分・受付 No. 4

議席	通告者氏名
1番	高野孝一

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
1. 除染の推進について			
1-1	これまでの除染の進捗状況及び27年度から先行5行政区に続いて行われる農地除染(ため池、用排水路を含む)の課題と対策について伺う。	村長	
1-2	ガンマカメラの検証結果及び今後の方策等について伺う。	村長	
2. 復興拠点の整備について			
2-1	深谷地区拠点整備事業の年度別計画と事業費概算及び財源の確保等について伺う。	村長	
2-2	県道12号線における拠点整備区間の4車線化及び全面的な改良工事の推進について伺う。	村長	
3. 村内における営農再生に向けて			
3-1	これまでの営農組合及び営農再生支援事業の概要及び今後の方策等について伺う。	村長	
3-2	中長期展望に立って、村における今後の農業再生をどのように取り組んでいくのか伺う。	村長	

平成27年第2回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成27年2月26日 午前10時00分 受付. 5

議席	通告者氏名
3番	菅野新一

質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 除染について			
1-1	村内の本格除染が終わった宅地・農地・山林・道路全てで目標値に達しない場所（高線量、ホットスポット）は、二次除染の実施がされるのか否かを伺う。	村長	
1-2	飯舘村は74%が山林である。その山林の除染は実施しないという前回の質問の答弁であった。山林の除染をしないということは村にとって重大な問題である。森林からの放射能が人体に大きな悪影響を与えている。山林の除染をしないために線量が下がらないと不安である。国で定める空間積算量1ミリシーベルト以内が目標である、農地・宅地だけでなく、住民の追加被ばくをなくすためにも、山林の除染は必要であるが、今後村としてどのような取り組みがあるか伺う。	村長	
1-3	除染後の農地は、直ぐに引き取りたい方以外は、私たち村民が帰村して農作物が安全安心に作れるまで、農地・ため池・用水路・圃場の維持管理は、国の責任で行い、その経費は国などで負担すべきと考えるが伺う。	村長	
2. 今は戻れない人への支援策を			
2-1	村の三分の一人が、除染が終わったとは言っても子どもの健康の不安から、今は村には戻れない人達のため現時点での支援は。また、第5版でのままでの復興計画は、そして村民一人ひとりへの支援の拡大は何か伺う。	村長	
3. 村民の健康について			
3-1	県等で健康調査がなされているが、その結果について村への報告はどのようにされ、村ではどう活用しているのか伺う。	村長	